

令和7年度退職予定者に対する福利厚生制度等の説明会

# 公的年金制度について



物知りの  
年金コンシェルジュ  
「かめるん」

公立学校共済組合広島支部長期給付係

# 公的年金制度について

---

【はじめに】

1. 退職や就職の時には  
年金に関する手続が必要です。
2. 年金は自分で請求をしないと  
支給されません。

# 公的年金制度について

---

- | 公的年金のしくみ
- 2 老齢年金
- 3 老齢年金受取の繰上げ・繰下げ
- 4 再就職と年金
- 5 年金を受け取るための手続

(注) 本資料は令和7年12月時点の情報で作成しています。

社会保険制度の改正により、皆様に年金が支給される際には、制度等が変更されている可能性があることに御留意ください。

# 参考資料

---

## 「詳細版資料」

- … 資料「一般組合員の公的年金制度と年金の請求手続【詳細版】（令和7年12月）」  
[\(https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/content/files/r7taisyoku\\_syousai3.pdf\)](https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/content/files/r7taisyoku_syousai3.pdf)

## 「本部HP」

- … 公立学校共済組合本部（東京）のホームページ  
「年金制度について」 [\(https://www.kouritu.or.jp/kumiai/index.html#anc\\_04\)](https://www.kouritu.or.jp/kumiai/index.html#anc_04)

# 1 公的年金のしくみ

【公的年金制度のイメージ図 国民年金(1階部分)と厚生年金保険(2階部分)で構成】



参考) 詳細版資料 p.2 「I 公的年金制度の仕組み § 1 公的年金制度」

参考) 本部HP「年金のしくみ」<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/index.html>

# 1 公的年金のしくみ

【一般組合員の年金制度の体系（平成27年10月以降）】

公的年金制度を  
補完する  
独自の制度

3階

2階

1階

新

## 退職年金（年金払い退職給付）

平成27年10月に新たに創設された、退職給付の一部

平成27年10月以降に実際に支払った掛金や組合員期間等に応じて支給

旧

## 経過的職域加算額

平成27年10月に廃止された、共済年金制度の「職域年金相当部分」

平成27年9月以前の組合員期間と給料の額に応じて支給

## 厚生年金保険

## 国民年金（基礎年金）

参考) 詳細版資料 p.3 「I 公的年金制度の仕組み § 1 公的年金制度 被用者年金制度の一元化」

参考) 本部HP「年金のしくみ」<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/index.html>

# 1 公的年金のしくみ

参考：老齢年金等の見込額の確認

## ねんきん定期便

・毎年1回、誕生月の下旬頃に御自宅へ圧着ハガキで送付しています。

※35歳、45歳、59歳の年には、封書により詳しい情報を届けします。

(公立学校共済組合ホームページ) <https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/nenkinteikibin/index.html>



料金後納  
郵便

親展

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。	

**1.これまでの年金加入期間** (老齢年金の受け取りには、原則として12ヶ月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金 (a)			被保険者 (c) <small>(未納月数を除く)</small>	年金加入期間 合計 <small>(未納月数を除く)</small> <small>(a + b + c)</small>	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第1号被保険者 <small>(未納月数を除く)</small>	第3号被保険者	国民年金 計 <small>(未納月数を除く)</small>				
月	月	月	月	月	月	月
厚生年金保険 (b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金 <small>(国家公務員・地方公務員)</small>	私学共済厚生年金 <small>(私立学校の教職員)</small>	厚生年金保険 計	月	月	月
月	月	月	月	月	月	月

(1)「第1号被保険者(未納月数を除く)」欄には、この「ねんきん正規賃」の作成年月日以降の国民年金保険料の未納期間の月数も含めて表示しています。  
(2)「(d)」欄には、「国民年金の在籍期間・満額のうち保険料を納めていない期間」(在籍年入未納期間)および「特定期間」の合計月数を表示しています。  
ご注意!加入未納期間は内訳を参考ください。年金を請求するときに確認すること推奨です。

**2.老齢年金の種類と見込額 (1年間の受取見込額)**

受給開始年齢	歳~	歳~	歳~	歳~
(1) 国民年金				老齢基礎年金
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	<small>(国庫負担部分)</small> 円	<small>(国庫負担部分)</small> 円	<small>(国庫負担部分)</small> 円	<small>(国庫負担部分)</small> 円
公務員厚生年金期間	<small>(国庫負担部分)</small> 円	<small>(国庫負担部分)</small> 円	<small>(国庫負担部分)</small> 円	<small>(国庫負担部分)</small> 円
私学共済厚生年金期間	<small>(国庫負担部分)</small> 円	<small>(国庫負担部分)</small> 円	<small>(国庫負担部分)</small> 円	<small>(国庫負担部分)</small> 円
(3) (1)と(2)の合計	円	円	円	円

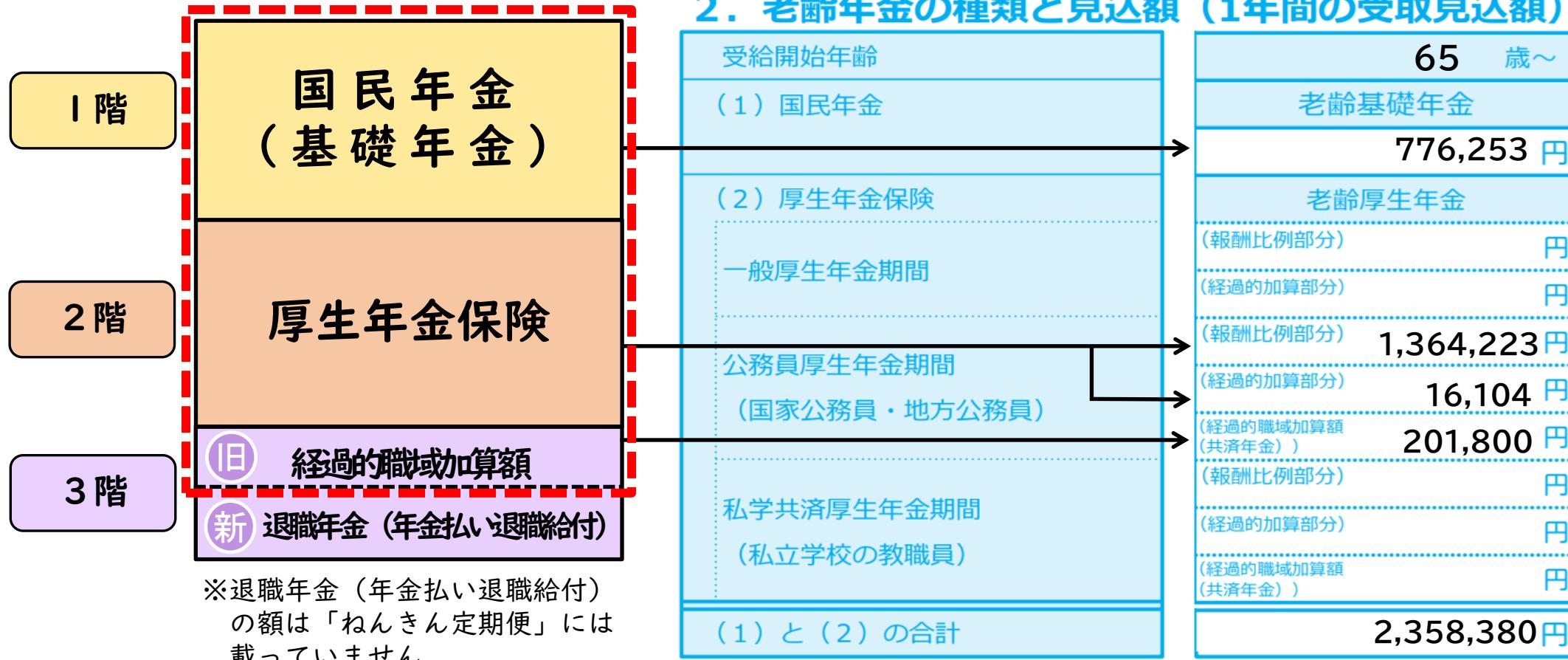
(1)老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定し、60歳を越えて加入している場合は加入実績に応じて計算しています。なお、加入条件や経済状況により実際とは変化します。  
(2)受給開始年齢が120歳に達していない場合や特定期間を有している場合、既に老齢年金を受け入れられかが決定している場合、65歳以上の方の場合等は、老齢年金の見込額(1)を表示しています。  
(3)国庫負担額は、地方公務員の双方にお勧めであるところは、それぞれの加入額を高めで計算しています。  
※平成27年9月までに加入した個人年金保険の「公立学校共済組合会員結合法による経済的機能強化定期(共済年金)」を示すため、表示していません。  
※平成27年9月までに加入した個人年金保険の「公立学校共済組合会員結合法による経済的機能強化定期(共済年金)」の受取見込額は、既に老齢年金の給付率と同様で計算した金額に、別途ご記載の給付割合を用いて計算した金額を加算して計算されています。  
※平成27年9月までに加入した個人年金保険の「公立学校共済組合会員結合法による経済的機能強化定期(共済年金)」の受取見込額は、既に老齢年金の給付率と同様で計算した金額に、別途ご記載の給付割合を用いて計算した金額を加算して計算されています。  
※(1)について「経済的機能強化定期(共済年金)」によっては、既に老齢年金と一緒に計算される場合(平成27年9月以前)については既に「経済的機能強化定期(共済年金)」として既に公務員組合等から支給されます。  
(2)上のほか、この「ねんきん定期便」の表示内容については、共済組合組合のホームページをご覧ください。

<sup>参考)</sup> 詳細版資料 p.9 「Ⅱ 退職後の年金(老齢)と請求手続等」

# 1 公的年金のしくみ

参考：老齢年金等の見込額の確認

【一部抜粋】



# 1 公的年金のしくみ

## 参考：老齢年金等の見込額の確認

### マイナ手続きポータルによる電子交付サービス

「公立学校共済組合マイナ手続きポータル」から年金記録の電子交付を申し込むと、  
年金加入記録や年金見込額等の年金記録情報の帳票を閲覧できます。

※事前に、マイナポータルの利用者登録が必要です。

(公立学校共済組合ホームページ)



<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/741/>



### ねんきんネット（日本年金機構）

年金の加入履歴や将来の年金見込額などが確認できます。

※ご利用には、マイナポータルからの登録又は「ねんきんネットユーザーIDの取得」のいずれかが必要です。

(日本年金機構ホームページ)



[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

# 1 公的年金のしくみ

## 参考：老齢年金等の見込額の確認

### 年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

・組合員期間中は、毎年1回、7月下旬頃に御自宅へ庄着ハガキで送付しています。

※退職した翌年度と、35歳、45歳、59歳、63歳の年金待機者にもお届けします。

(公立学校共済組合ホームページ) <https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/zandakatuutisyo/index.html>



給付算定基礎額残高通知書 ( 6年 4月 ~ 7年 3月 ) 公立 太郎 様 (86841000000001) 単位 円						各項目の説明	【見本】
料金後納 郵便	親 展	① 標準報酬月額	標準報酬月額				
101-0062 東京都千代田区 神田駿河台2-9-5		② 付与額	標準報酬月額に付与率を乗じて算定されます。 年金の原資となる給付算定基礎額の一部となります。				
公立 太郎 様		③ 利 恵	当月の利息を表示しています。 前月の給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率(1ヶ月単位に換算した率)を乗じた額です。				
2506301 221121 0000001# 00001/00001 00000001		④ 給付算定基礎額残高	当月までの給付算定基礎額残高を表示しています。 前月の給付算定基礎額残高、当月の付与額及び当月の利息を合計した額を表示しています。				
大切なお知らせ		⑤ 前年度末	前年度にお知らせした給付算定基礎額残高を表示しています。(※1)				
年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書 問い合わせ先		⑥ 付与額累計	各月の付与額を累計した額です。				
公立学校共済組合		⑦ 利息額累計	各月の利息を累計した額です。(※1)				
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 https://www.kouritu.or.jp/ 電話 03-5259-1122 受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後5時30分まで		⑧ 今回通知	今回お知らせした給付算定基礎額残高を表示しています。(※1)				
受取人の方がお住まいがない場合は、開封せずに、「誤配」「転居した」等をご記入の上、そのままポストに投函してください。 両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください。		⑨ 給付算定基礎額等合計	今回通知に表示している給付算定基礎額残高を表示しています。(※2)				
基礎年金番号 9999999999	作成日 令和 7年 6月 18日	⑩ 年金払い退職給付加入期間	平成27年10月（年金払い退職給付制度創設）以降の組合員期間の年月数です。				
⑪ 付与率	令和 6年 4月 ~ 令和 7年 3月 1.500%	⑫ 基準利率（年率）	付与額を算定するための標準報酬月額に乗じる率です。 利息を求めるための率です。毎年10月に見直されます。				
⑬ 利息率	年 月 ~ 年 月 %	⑭ 有期年金	※1 割り切った部分は、有期退職年金及び終身退職年金を受給していた方が公務員として再就職した場合のみ表示されます。				
⑮ 基準年金	令和 6年 4月 ~ 令和 6年 9月 0.070%	⑯ 有期年金	※2 有期退職年金及び終身退職年金を受給していた方が公務員として再就職した場合のみ、今回通知に表示している給付算定基礎額残高、有期退職年金算定基礎額及び終身退職年金算定基礎額を合計した額を表示しています。				

参考) 詳細版資料 p.10 「Ⅱ 退職後の年金（老齢）と請求手続等 § 4 老齢年金の支給 3 老齢年金の種類 (4) 退職年金（年金払い退職給付）」

# 1 公的年金のしくみ

## 【退職年金（年金払い退職給付）】

ポイント



- 65歳以上、かつ、退職している方に支給される年金
- 「給付算定基礎額（平成27年10月以降に実際に支払った掛金や組合員期間に応じた利息により算出）」と年金原価率（毎年変動）により、年金額を決定
- 年金額の半分は「有期退職年金」（20年・10年・一時金から選択）、半分は「終身退職年金」（生涯）として支給

《計算例》 ※令和7年4月1日時点の原価率で計算

「給付算定基礎額残高」1,050,238円 を元に計算

有期	受け取る期間を①～③から選択
	① 20年 $525,119 \text{円} \div \text{原価率 } 19.485332 \sim 26,900 \text{円}$ (年額)
	② 10年 $525,119 \text{円} \div \text{原価率 } 9.869149 \sim 53,200 \text{円}$ (年額)
	③ 一時金 $525,119 \text{円}$

終身	$525,119 \text{円} \div \text{原価率 } 23.129448 \sim 22,700 \text{円}$ (年額)
----	-------------------------------------------------------------------------

給付算定基礎額残高通知書				
( 6年 4月 ~ 7年 3月 )				
公立 太郎 様 (86841000000001) 単位 円				
(入金)期月	① 標準報酬月額	② 付与額	③ 利息	④ 給付算定基礎額残高
前年度末				920570
4月	500000	7500	54	928124
5月	500000	7500	54	935678
6月	1534000	23010	55	958743
7月	500000	7500	56	966299
8月	500000	7500	56	973855
9月	560000	8400	57	982312
10月	560000	8400	214	990926
11月	560000	8400	216	999542
12月	1640000	24600	221	1024363
1月	560000	8400	223	1032986
2月	560000	8400	225	1041611
3月	560000	8400	227	1050238
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。				
区分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	
⑤ 前年度末	920570			
⑥ 付与額累計	128010	—	—	
⑦ 利息額累計	1658			
⑧ 今回通知	1050238			
⑨ 給付算定基礎額等合計	1050238			
⑩ 年金払い退職給付加入期間	9年 6月			
⑪ 付与率	令和 6年 4月 ~ 令和 7年 3月	1.500 %		
	年月 ~ 年月	%		
⑫ 基準利率(年率)	令和 6年 4月 ~ 令和 6年 9月	0.070 %		
	令和 6年 10月 ~ 令和 7年 3月	0.260 %		

# 1 公的年金のしくみ

## 【公的年金の給付の種類】

国民年金制度	厚生年金制度	ポイント
<b>老齢基礎年金</b>	<b>老齢厚生年金</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>原則65歳から支給</li><li>繰上げ・繰下げ可能</li></ul>
<b>障害基礎年金</b>	<b>障害厚生年金</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>加入期間中に、初診日がある傷病であること</li></ul> <p>※病気やけがなどの状況によって、請求方法や請求書類が異なります。まずは広島支部まで御相談ください。</p>
<b>遺族基礎年金</b>	<b>遺族厚生年金</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>亡くなられた組合員が受ける老齢年金の4分の3程度が遺族に支給</li></ul>

参考) 詳細版資料 p.6 「I 公的年金制度の仕組み § 3年金の種類と基本事項 1公的年金の種類」

## 2 老齢年金

### 【老齢年金】

	老齢基礎年金	老齢厚生年金
支給要件	<ul style="list-style-type: none"><li>支給開始年齢（原則65歳）に達していること</li><li>公的年金（国民年金と厚生年金）の加入期間が、10年以上（納付免除期間を含む）あること</li></ul> <p>※老齢厚生年金は、厚生年金保険の加入期間が1月以上必要</p>	
支給額	40年間（20～60歳）保険料を納付した場合、 令和7年度の場合 <b>年額831,700円</b> (※)  ※昭和31年4月1日以前生まれの方は、年額829,300円	厚生年金保険に加入していた時の報酬額や、 加入期間等に応じて計算

参考) 詳細版資料 p.8・9 「Ⅱ退職後の年金（老齢）と請求手続等 § 4老齢年金の支給」

参考) 本部HP「老齢年金のしくみ」<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/rourei/index.html>

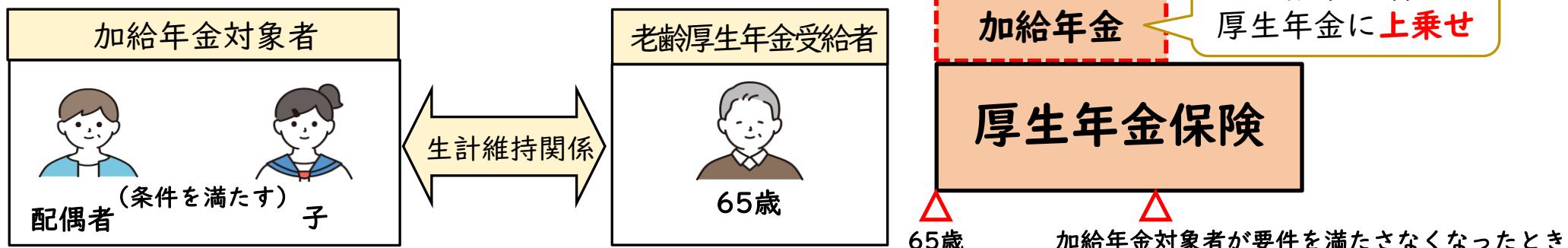
## 2 老齢年金

### 【老齢厚生年金の加給年金】

「老齢厚生年金」の受給権発生時（65歳）に、以下のア及びイの両方に当てはまる場合、自身の老齢厚生年金に「加給年金額」が加算されます。

ア 自身の厚生年金被保険者期間が20年以上

イ 年齢要件や収入要件を満たす、生計を共にする配偶者や子がいる  
(年齢・収入要件は次ページ参照)



参考) 詳細版資料 p.9 「Ⅱ退職後の年金（老齢）と請求手続等 § 4老齢年金の支給 3老齢年金の種類（1）老齢厚生年金」

参考) 本部HP「老齢年金のしくみ」<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/rourei/index.html>

## 2 老齢年金

### 《「加給年金額」の加算対象となる配偶者と子》

対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額 (令和7年度)
配偶者	<b>65歳未満</b>	恒常的な収入が <b>年額850万円未満</b> (所得は655.5万円未満)	<b>415,900円/年</b>
子	<ul style="list-style-type: none"><li>・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</li><li>・20歳未満で障害等級1級又は2級の障害状態にある子</li></ul>	※概ね5年内に、定年等の理由で収入減となる見込がある場合は該当	2人目まで1人につき <b>239,300円/年</b> 3人目から1人につき <b>79,800円/年</b>

※配偶者が、障害年金又は老齢厚生年金(加入期間が20年以上)を受ける場合(又は受ける権利が発生した場合)、配偶者の加給年金額は支給停止となります。

### 3 老齢年金受取の繰上げ・繰下げ

#### 【老齢年金受取の繰上げ・繰下げ】

	繰上げ受給	繰下げ受給
支給開始	<b>60歳～64歳</b>  「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」を <u>同時に繰り上げる必要あり</u>	<b>66歳～75歳</b> (※)  ※受給権発生から最大120月（昭和27年4月1日以前に生まれた方は60月）まで  「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」 <u>単独での繰下げが可能</u>
増減割合	繰り上げた月数×0.4% (※) が <u>減額</u>  ※昭和37年4月1日以前に生まれた方は0.5%	繰り下げた月数×0.7%が <u>増額</u>  <u>減額及び増額は一生涯続く</u>
請求方法	<u>繰上げを希望する時期より前に以下へ連絡</u>  <u>在職中 公立学校共済組合広島支部</u> <u>退職後 公立学校共済組合本部</u>  <u>→送付された請求書により繰上げを申請</u>	65歳の「老齢厚生年金」請求時に、希望する場合は、 繰下げ申請を選択

参考) 詳細版資料p.14・15 「Ⅱ退職後の年金（老齢）と請求手續等 § 6年金の繰上げ（60歳以降）と繰下げ（66歳以降）」

参考) 本部HP「年金の支給の繰上げ」[https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/rourei/roureinenkin\\_kuiage/index.html](https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/rourei/roureinenkin_kuiage/index.html)  
「年金の支給の繰下げ」[https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/rourei/roureinenkin\\_kurisage/index.html](https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/rourei/roureinenkin_kurisage/index.html)

# 3 老齢年金受取の繰上げ・繰下げ

参考：老齢年金の繰上げ・繰下げ計算

## 2. 老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）

受給開始年齢
(1) 国民年金
(2) 厚生年金保険
一般厚生年金期間
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
(1) と (2) の合計

65 歳～
老齢基礎年金
776,253 円
老齢厚生年金
(報酬比例部分) 円
(経過的加算部分) 円
(報酬比例部分) 1,364,223 円
(経過的加算部分) 16,104 円
(経過的職域加算額 (共済年金)) 201,800 円
(報酬比例部分) 円
(経過的加算部分) 円
(経過的職域加算額 (共済年金)) 円
2,358,380 円

《例》

昭和40年8月生まれ（60歳）の方の場合  
老齢年金の受給権発生は、令和12年9月（65歳）

令和8年8月（61歳）に繰上げて請求

→老齢年金の受給権発生は、請求月の翌月（令和8年9月）

この場合、減額率は、繰り上げた月数48月×0.4%

$2,358,380 \text{円} \times 19.2\% \sim 452,809 \text{円}$ が減額

$2,358,380 \text{円} - 452,809 \text{円} = 1,905,571 \text{円}$

令和15年8月（68歳）の時に繰り下げていた年金を請求

→老齢年金の受給権発生は、請求月の翌月（令和15年9月）

この場合、増額率は、繰り下げた月数36月×0.7%

$2,358,380 \text{円} \times 25.2\% \sim 594,312 \text{円}$ が増額

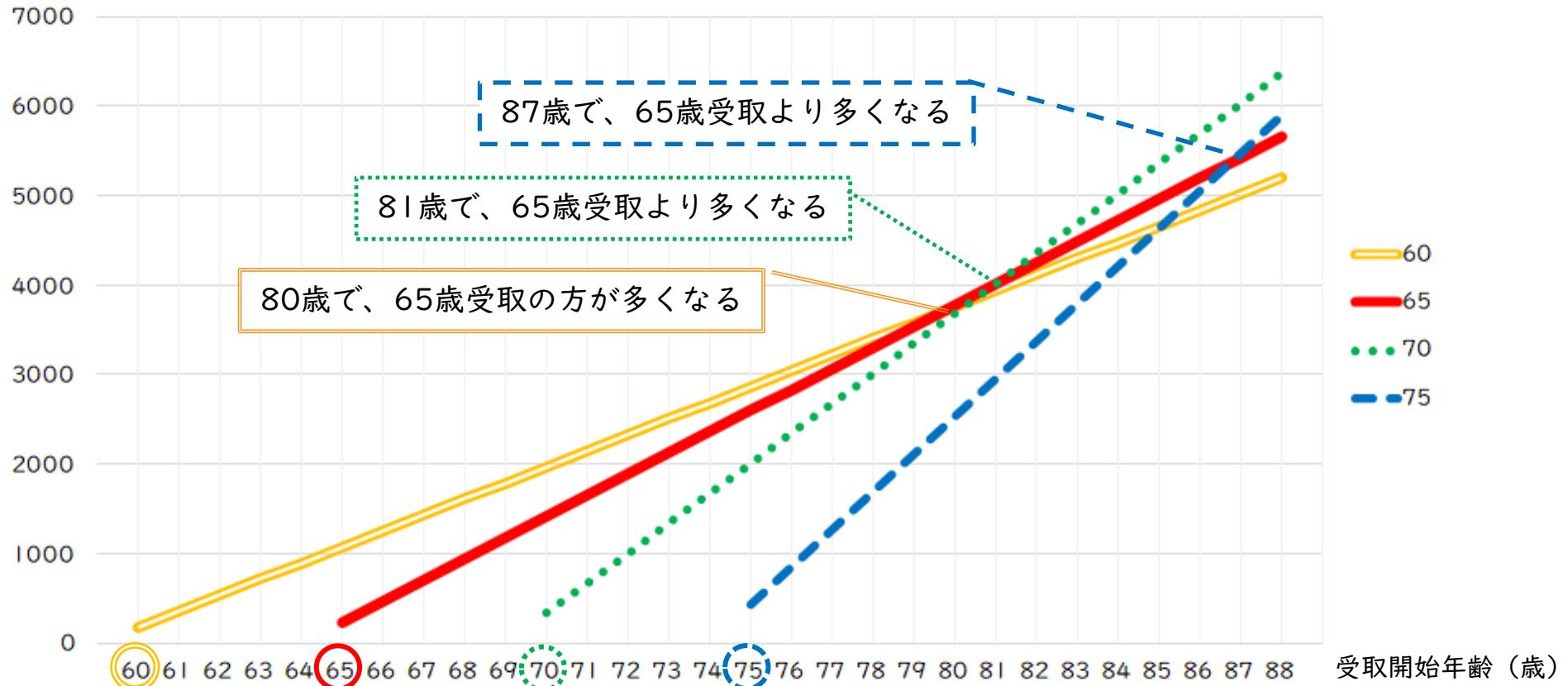
$2,358,380 \text{円} + 594,312 \text{円} = 2,952,692 \text{円}$

### 3 老齢年金受取の繰上げ・繰下げ

《参考》

受取累計額（単位：万円）

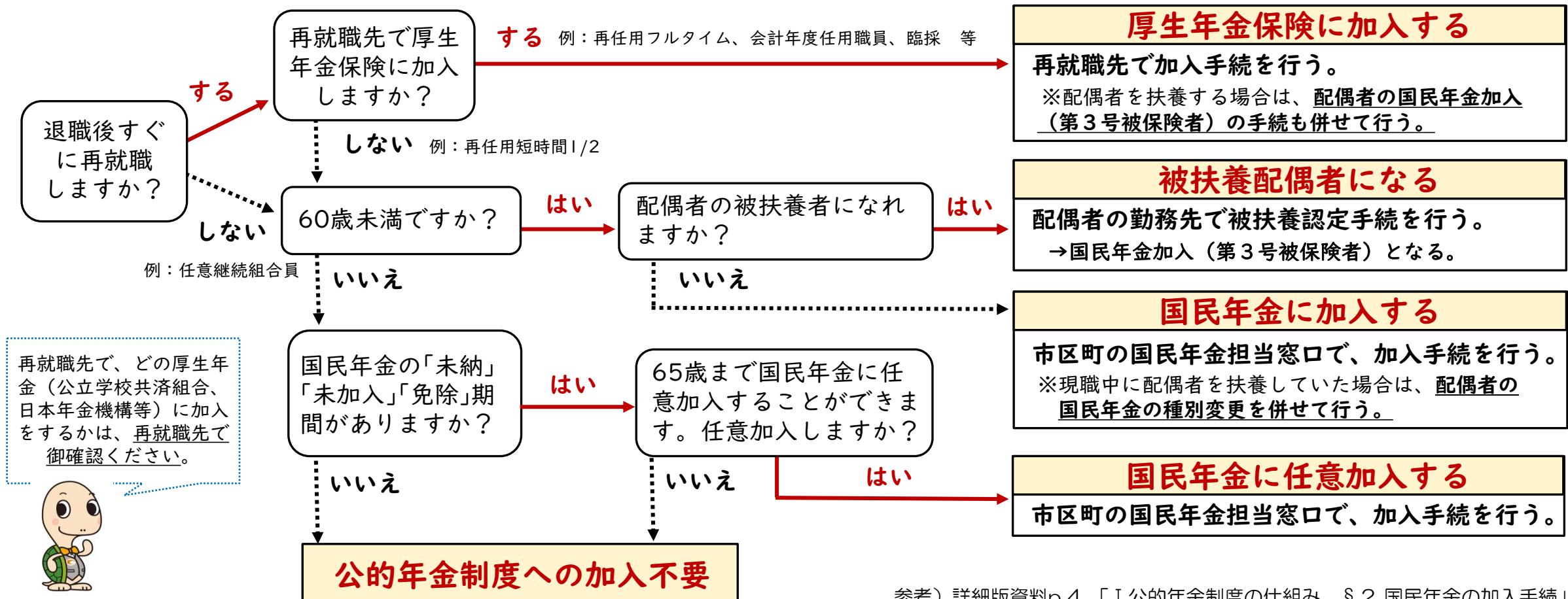
年金受取累計額の推移（イメージ）



※上記の額は一例です。受給額は人によって異なります。必ずグラフと同じように推移するわけではありませんのでご注意ください。  
また、税金等は加味していません。

# 4 再就職と年金

## 【一般組合員が退職（資格喪失）した後の年金制度加入手続】



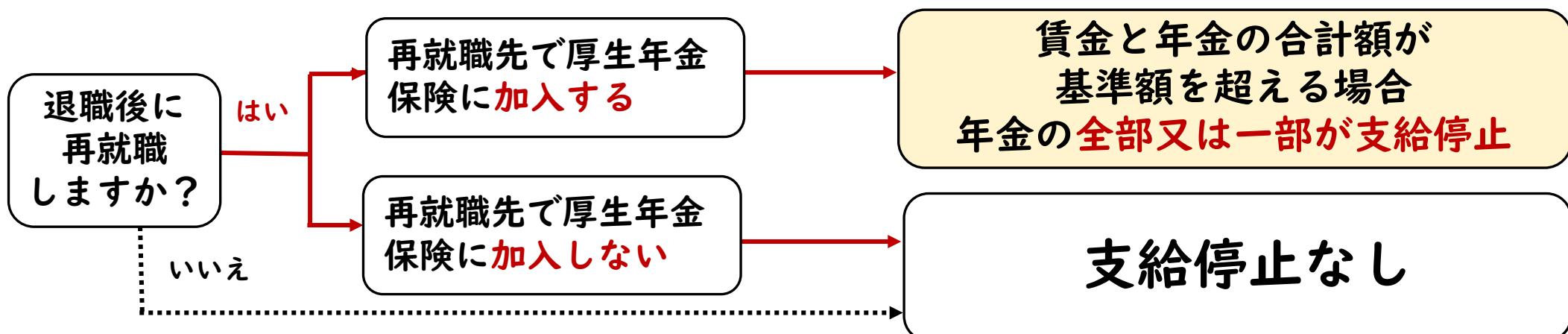
再就職先で、どの厚生年金（公立学校共済組合、日本年金機構等）に加入をするかは、再就職先で御確認ください。

# 4 再就職と年金

## 【老齢年金の在職中の支給停止】

「老齢厚生年金」を受給している方が、再就職先で厚生年金保険に加入し、賃金と年金（月額）の合計が基準額を超える場合は、年金の全部又は一部が支給されません。

（支給停止の対象となる年金の種類は次ページ参照）



参考) 詳細版資料p.11・12「Ⅱ退職後の年金（老齢）と請求手続等 § 5 老齢厚生年金の支給調整 1 在職中の収入による老齢厚生年金の調整」

# 4 再就職と年金

## 【老齢年金の在職中の支給停止】

		在職中に加入している年金制度		
		公務員厚生年金 (一般組合員) 例) 正規職員(常勤)、暫定再任用フルタイム勤務職員等	一般・私学厚生年金等 (短期組合員、民間会社、私立学校等)	厚生年金に加入しない 例) 暫定／定年前再任用短時間勤務職員(1/2勤務) 等
年金の種類	3階 経過的職域加算額／退職年金(年金払い退職給付)	<b>全額支給停止</b>	支給停止なし	支給停止なし
	2階 老齢厚生年金	<b>全額又は一部支給停止</b> ※支給停止額は次ページの計算方法参照		支給停止なし
	1階 老齢基礎年金 (国民年金)	支給停止なし	支給停止なし	支給停止なし

# 4 再就職と年金

## ポイント



- ① 支給停止額は、賃金と年金額の合算額（月額）から基準額を超える額の1/2
- ② 賃金とは、再就職先の「標準報酬月額」と「過去1年間に支給された賞与の1/12」の合計額
- ③ 年金（月額）とは、老齢厚生年金の額（経過的職域加算額と加給年金額を除く）
- ④ 基準額は毎年改定され、令和7年度は51万円
- ⑤ 計算により厚生年金が一部でも支給されれば、加給年金額は全額支給されます。

(例) 標準報酬月額 38万円・過去1年間に支給された賞与の額 72万円  
老齢厚生年金の年額 138万円

**賃金**       $38\text{万円} + (72\text{万円} \div 12\text{月}) = 44\text{万円}$

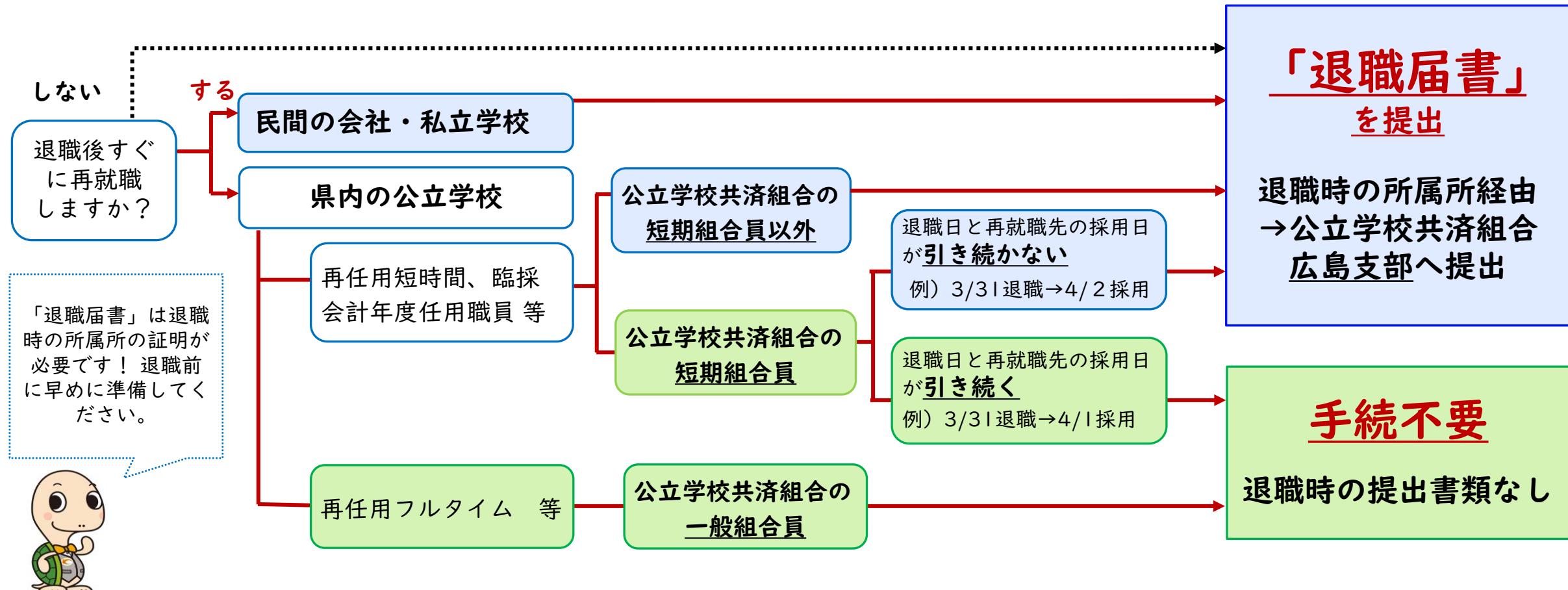
**年金(月額)**       $138\text{万円} \div 12\text{月} = 11.5\text{万円}$

**支給停止額**       $(44\text{万円} + 11.5\text{万円}) - 51\text{万円} = 4.5\text{万円}$   
 $4.5\text{万円} \times 1/2 = 2.25\text{万円}$

→ 老齢厚生年金の11.5万円のうち2.25万円が支給停止となり、支給額は9.25万円。

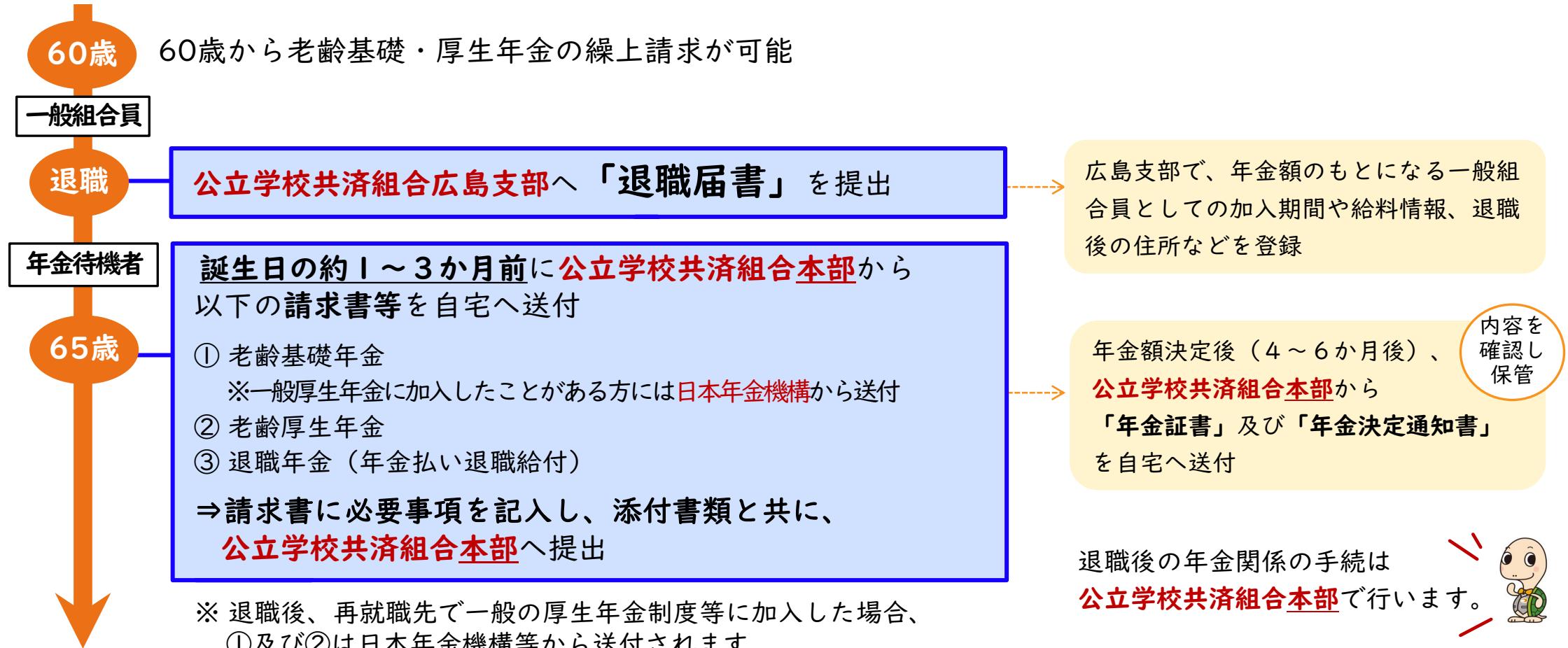
# 5 年金を受け取るための手続

## 【一般組合員が退職（資格喪失）した場合の手続】



# 5 年金を受け取るための手続

## 【退職後の年金請求の流れ】



# 参考：公的年金の問合せ・請求先

## 公立学校共済組合

<p><b>広島支部 長期給付係</b> <b>TEL 082-513-4959</b> 〔月～金曜日の8時30分～12時、 13時～17時（祝日・年末年始は除く）〕</p>	<p>〒730-8514 広島市中区基町9-42 広島県教育委員会管理部健康福利課内（県庁東館6階） (ホームページURL) <a href="https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/index.html">https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/index.html</a></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●現職者、退職者(年金待機者となる前)の年金に関すること</li><li>●障害年金に関すること</li></ul>
<p><b>本部 年金相談室</b> <b>TEL 03-5259-1122</b> (本部年金相談専用電話) 〔月～金曜日の9時～17時30分 (祝日・年末年始は除く)〕</p>	<p>〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9-5 (ホームページURL) <a href="https://www.kouritu.or.jp/">https://www.kouritu.or.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●退職者(年金待機者・年金受給者)の年金に関すること<ul style="list-style-type: none"><li>・年金の繰上げ請求（退職後）</li><li>・氏名・住所変更</li><li>・年金の受取金融機関の変更</li><li>・年金の繰下げをしている方で、支給を希望される場合など</li></ul></li></ul>

## 日本年金機構

<p><b>ねんきんダイヤル</b> <b>TEL 0570-05-1165 又は 03-6700-1165</b></p>	<p>県内の年金事務所又は街角の年金相談センター <a href="https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/hiroshima/index.html">https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/hiroshima/index.html</a></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●国民年金、厚生年金に関する一般的な問合せ</li></ul>
------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

参考) 詳細版資料 p.23・24「各公的年金の加入者及び問合せ先等」及び「広島県内の年金事務所」、詳細版資料 p.26「年金受給者・年金待機者に関する手続」